

本書面は「特定商取引に関する法律」第37条1項により、交付することが義務付けられている書面です。日本自由化事業協会の提供するサービス及び商品、ビジネスをお伝えする場合、会員登録者が入会する、しないに関わらず必ずお渡しして内容を説明する必要があります。会員登録者は、登録をされる前に、本書面の内容をよく読み、ご自身で十分理解してください。また、本書面は必ずお手元に保管してください。

■ 会社概要

会社名 一般社団法人 日本自由化事業協会
 代表理事 森 勇樹
 所在地 〒461-0004
 愛知県名古屋市中区葵3丁目15番31号
 住友生命千種第三ビル3階
 連絡先 電話：052-753-3636 FAX：052-325-5532
 設立年月日 平成27年6月22日

■ 会員の活動

- ① 会員は、一般社団法人日本自由化事業協会(以下当社)の取扱商品(以下商品)の受託販売と活動を正式に認められた方であり当社の代理人ではありません。
- ② 会員は、当社が定めたボーナスプラン(特定利益)に従って活動を行うことができ、活動実績に応じて、ビジネスプランで発生するボーナスを受給することができます。
- ③ 会員は、「特定商取引に関する法律」その他、関連法規を順守してビジネス活動を行ってください。

■ 会員登録の方法、および条件

- ① 会員登録資格は、20歳以上の社会人に限ります。(学生は不可)
- ② 法人での会員登録を行う場合は、登記簿謄本のコピーを提出し、法人名と代表者名で登録してください。
- ③ 当社の方針、事業の内容を十分に理解された上で「会員登録申請書」に必要事項を記入し、当社に郵送してください。
- ④ 会員登録には特定負担として商品の購入が必要となります。
- ⑤ 以下に該当する方は、会員登録することができません。
 - 日本国内に在留資格のない外国籍の方、または在留資格があり日本滞在が1年未満の方
 - 以前に会員登録を行っていて、何らかの理由で除名処分になった方
 - クーリングオフ、及び退会手続き完了日から起算して半年以上経過していない方
 - 反社会的組織に属している方
 - 成年被後見人、被保佐人
 - 懲役または禁固の刑に処せられた方
 - その他、会員として適格でない当社が判断した方

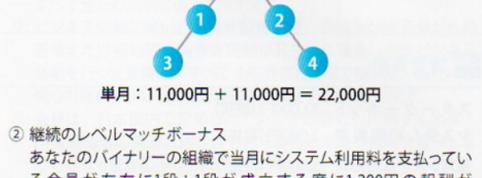
■ 契約日

「登録申請書」を当社が受領した日か、初回会費の入金が当社にて確認された日いずれか遅い日を登録日とします。会員登録が完了しますと当社より「ペンギンマイル通知書」をお届けしますので、書類を受領した日が契約日となります。

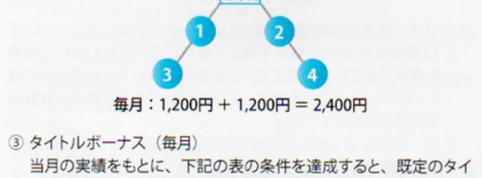
■ 商品代金等のお振込み先

銀行名：楽天銀行 支店名：第二営業支店
 口座番号：普通 7413225
 口座名義：一般社団法人 日本自由化事業協会

- ① リクルート時のレベルマッチボーナス
 あなたのバイナリーの組織で左右に1段：1段が成立する度に11,000円の報酬が発生します。
 ペアは1階層で1ペアのみとなります。
 組織の中に退会者がいても左右が1段：1段になっていれば成立します。



- ② 継続のレベルマッチボーナス
 あなたのバイナリーの組織で当月にシステム利用料を支払っている会員が左右に1段：1段が成立する度に1,200円の報酬が発生します。
 ペアは1階層で1ペアのみとなります。
 傘下の会員がリピートし続ける限り毎月発生します。



- ③ タイトルボーナス (毎月)
 当月の実績をもとに、下記の表の条件を達成すると、既定のタイトルボーナスを受け取ることができます。

タイトル	直紹介	達成条件	ボーナス
フェアリー	3人	傘下25P 最大グループを除き10P以上	3,000円
ロイヤル	3人	傘下60P 最大グループを除き30P以上	1万円
シルバー	4人	傘下100P 最大グループを除き50P以上	2万円
ヒゲ	10人	傘下200P 最大グループを除き50P以上	5%
キング	15人	傘下400P 最大グループを除き100P以上	3%
エンペラー	20人	傘下1,000P 最大2番目のグループを除き200P以上	2%

※ヒゲ、キング、エンペラーは会社の月間売上と運動し按分にてボーナスが決定

【ボーナス率】
 キングはヒゲ分も、エンペラーはヒゲ分とキング分も重複して取得できる。
 【別配分方法】
 達成条件の最大グループ（エンペラーは2番目）を除き、系列全ての合計売上ポイントに応じた割合でボーナスを支払う。
 ※但し、ヒゲ3%の計算時にはキングとエンペラーは系列売上を50Pで按分計算し、キング3%の計算時にはエンペラーは、系列売上を100Pで按分計算する。
 ★代理店1名=1P ★ユーザー1名=0.25P
 ※ユニレブル実紹介系列によるポイントカウント（バイナリーの組織人数とは異なる）

- ④ アドバイザー手数料 (アドバイザー試験合格者のみ)
 アドバイザー試験に合格された方が、新規登録者に対して説明を行い登録に至った場合に3,000円が支払われます。当月に試験合格の場合、当月度の手数料から発生します。新規登録者があなたの組織以外の場合でも発生します。
- ⑤ ユーザー継続ボーナス
 あなたが、SIMを利用するユーザーを紹介した場合、そこから紹介組織のユーザーが2名の登録毎に250円のボーナスが発生します。傘下のユーザーがリピートし続ける限り毎月発生します。最初の1人目はカウントしません。
 ● 1ヶ月間に受け取る事ができる、すべてのボーナス金額の合計上限を3,000万円とします。

■ 特定商取引に関する法律に定められた禁止行為

本ビジネスの説明・勧誘・契約の締結を行うにあたって、以下の事項を行うこと及び以下の事項を教唆することは禁止事項となります。禁止事項を行った場合は、その行為が法律により罰せられます。

- ① 勧誘に先立ち、勧誘の相手方に以下の事項を明示しないこと
 - 会社の名称
 - 紹介者の氏名
 - 特定負担を伴う取引についての契約の締結について
 勧誘する目的である旨
 - ビジネスに係る商品の種類
- ② 勧誘に際して、又は契約の解除を妨げるために、以下の事項について不実告知（事実でないことを告げる）や、故意の事実不告知（わざと事実を告げない）となる行為。また以下の故意の事項について、書面及び口頭にて説明を行わないこと
 - 商品の種類、品質、性能等
 - 商品の販売価格
 - 商品代金の支払時期及び支払方法
 - 本ビジネスの条件とされる特定負担
 - 本ビジネスの契約解除（クーリングオフを含む）
 - 該当売買契約の申込の撤回または該当売買契約の解除に関する事項
 - 本ビジネスに関わる特定利益
 - 顧客が該当売買契約の締結を必要とする事情（契約を結ぶ動機）に関する事項
 - その他、本ビジネスに関わる事項であって、相手方の判断に影響を及ぼす重要な事項
- ③ 契約を締結させるため、または契約の解除を妨げるため、相手方に威迫して、困惑させる行為
- ④ 契約の解除を妨げるため、相手方に不実告知または故意の事実不告知を行うこと
- ⑤ 契約に先立って概要書面を交付しないこと
- ⑥ 概要書面の紹介者記入欄に紹介者の氏名・住所・連絡先を記載しないこと、または虚偽の記載をすること
- ⑦ 当社取扱商品のご案内、説明等の催事への参加を強要すること
- ⑧ 勧誘目的を明示せず、公衆の出入りしない場所で勧誘すること
- ⑨ 登録申請書に虚偽の記載を行うこと
- ⑩ 稀有な成功例や非現実的な収入例を引用し、稀なかも確実に成功するかの如き印象を与えて勧誘すること

■ 当社が定める禁止行為

- 以下の事項は当社が定める禁止行為であり、会員本人が行うことはもちろんのこと、またその教唆を行うことも禁じます。
- ① 会員登録条件を満たさない者に対し、会員登録を働きかけること
 - ② 会員登録条件を満たさない者が、会員登録を行うこと
 - ③ 未成年者及びその他の者の判断力不足に乘じ、契約を締結させること
 - ④ 明らかにビジネス活動ができない方に勧誘及び契約を締結させること
 - ⑤ 消費者金融等の利用による商品購入を勧めることや、会員間で金銭を貸借することを含む融資の斡旋を行うこと
 - ⑥ 会員登録の意志がないと既に表明している方に、長時間に亘り、強引に説得を行うこと
 - ⑦ 夜9時以降の深夜、あるいは朝8時以前の早朝に相手の同意なしに勧誘などのビジネス活動を行うこと
 - ⑧ 射幸心をおおる話し方をしたり、成功の困難さに言及せずビジネス活動を行うこと
 - ⑨ 「絶対儲かる」「必ず成功する」「月収〇〇万円以上は確実に得られる」「確実に値上がりする」等、あたかも参加するだけで必ず利益が発生することごとく誇大表現をすること

- ③ 契約に関する重要事項は、必ず相手方に説明し、理解、納得を得てください。
- ④ 会員は、下記系列の会員に対して、契約の内容及び条件ならびに関連法規等の適切な理解を促し、確実に遵守するように指導してください。
- ⑤ 会員は独立した事業主であり、自己の事業に関する決定事項や収入、支出に対しての責任を負わなければなりません。
- ⑥ ビジネス活動に伴い、紛争が生じた場合は、その解決方法等はすべて当社の指示に従って頂きます。
- ⑦ ビジネス活動に伴い、従業員登録希望者、会員及び第三者からの苦情または解約等の消費者問題が発生した場合、当該ビジネス活動を行った会員は、すべてその責任と費用で解決し、当社には何らの迷惑もかけないことを確約し保証するものとします。
- ⑧ 会員は、日本国内で定められている特定商取引に関する法律・所得税法等の関連法規を含むあらゆる法律及び規則を遵守しなければなりません。

■ 個人情報の取扱い

- ① 当社では、個人情報の保護のために極めて重要なことと認識しており、会員のプライバシーを最大限に尊重し、その管理と保護を行い、継続的に改善・向上に努めます。
- ② 個人を識別できる情報、及び当該個人が購入した商品やサービス等の情報を「個人情報」と定義します。
- ③ 当社が把握しております会員の個人情報については以下のような目的で利用させていただきます。
 - 当社の商品・サービス、セミナー・イベント・会報等の情報を提供するため
 - 商品の発送、アフターサービス、販売・マーケティング
 - 宣伝物、印刷物の送付、営業活動のため
- ④ 会員登録が完了した後、会員番号・氏名・住所・電話番号・購入実績・返品履歴等の個人情報を第三者に提供する場合があります。
 - 紹介者や同じグループ内上位の会員に対して提供する場合。
 - 商品・サービス情報を提供する場合
 - 各種通知書類などを会員に送付する目的で、業務委託先に対して必要情報を提供する場合
 - 裁判所・警察、またはこれに準じた権限を有する機関から書面での照会があった場合
- ⑤ 会員は当社に登録したことで知り得た個人情報などを自己の責任において管理し、第三者に漏洩したり、不当な目的のために利用したりしてはなりません。
- ⑥ 個人情報の取扱いに関するご質問・ご相談は、当社までお問い合わせください。

■ クレジットへの抗弁権の接続

割賦購入した商品が引渡されない場合、および不実告知を受けたことにより誤認して割賦購入による契約を締結した場合等、会員が当社に対して支払いを拒める際は、クレジットカード販売からの支払い請求を拒否することができます。尚、当社では割賦販売を一括行っておりません。

■ その他のルール

経済事情・社会情勢の変動、関連法規変更及び遵守に伴い、当社が必要と判断した場合、商品内容及び特定負担、特定利益の算出方法及び会員規約について予告なしに変更する場合があります。会員はそれを了承しているものとします。

■ 中途解約・返品ルール

- ① 解約届を当社に提出することにより、いつでも会員登録を解除することができます。

▼ 紹介者記入欄(必ずご記入ください)

紹介者氏名 _____
 会員番号 _____
 住 所 _____
 T E L _____

■ 特定負担

スターターキット	32,000円(税抜)
システム初期費用	2,000円(税抜)
毎月システム利用料	3,800円(税抜)/月
SIM月 額 費 用	A商品:データSIM(12GB) 2,480円(税抜)/月 B商品:SMS_SIM(12GB) 2,630円(税抜)/月 C商品:音声SIM(12GB) 2,980円(税抜)/月 D商品:データSIM(24GB) 4,360円(税抜)/月 E商品:SMS_SIM(24GB) 4,510円(税抜)/月 F商品:音声SIM(24GB) 4,860円(税抜)/月

- システム利用料・SIM月額費用のリピートのお支払い方法について
 - ① 口座振替(収納代行業者を通じて毎月27日に自動引落にて会費を請求させていただきます。口座振替サービスのお申込みには1ヶ月から2ヶ月かかります。引落が開始されるまでは、お振込みにてお支払いください。
 - ② カード決済/当月分の会費を毎月5日にご指定のクレジットカードより決済させていただきます。※各決済方法の決済日が休日の場合、翌営業日に決済します。
- 年会費について
 会員は会員登録を更新するために、翌年以降の登録月に更新料として3,000円(税別)のお支払いが必要となります。

■ 商品の種類/性能/品質に関する事項

第一種通信事業者の回線を利用したSIMカード

■ 商品の引き渡しの時期および方法

本人確認書類を確認後、1週間前後で発送

■ 特定利益

[システムバイナリー (レベルマッチ)]
 各ボーナスはバイナリーの組織で計算されます。バイナリーの組織とは、2系列で自動的に構築していく組織です。あなたの1人目の紹介者は、左の一番深いポジションの最末端に左優先で配置され、2人目以降は階層の浅いポジションの最末端に左優先で配置されます。
 ● ①~④のボーナスを受け取るためには、2人以上の紹介が必要です。この紹介2名は当月に、新規登録あるいはシステム利用料の支払いをしている必要があります。
 ● 新規登録あるいはシステム利用料の支払いをしている状態をアクティブと呼びます。ご自身がアクティブである事もボーナス受取条件となります。

■ ボーナスの締日と支払日等

- ① 各種ボーナスは毎月1日から月末日までの実績分を翌月25日(金融機関が休みの場合は翌営業日)に、指定口座へ振込事務手数料を差し引いてお支払いします。なお、ボーナスは現金や現金書留では取り扱っておりません。
- ② 月末の登録については、「会員登録申請書」の当月末日の消印及び入金確認の取れた場合を当月実績分とします。随時注文の場合は当月末日までのFAX受信分及び入金確認の取れた場合を当日実績分とします。尚、月末締日が土日祝の場合は、翌営業日を締日とします。
- ③ 振込事務手数料は、648円(税込)となります。ボーナス発生額より振込事務手数料を引いた金額を振込みます。
- ④ 当月のボーナス発生額が1,200円未満の場合、当社預かりとなり、合算して1,200円を超えた際にお支払いします。
- ⑤ 会員登録が個人の場合、月間のボーナスが12万円を超えた超過金額が源泉徴収税を差し引いた金額をお支払いします。
- ⑥ ボーナスの発生合計金額が10万円を超えた月は、以下の通りペンギン協力金としてボーナス振込金額より、差引いたします。

ボーナス発生合計金額	協力金
10万円以上 20万円未満	5%
20万円以上 30万円未満	6%
30万円以上 50万円未満	7%
50万円以上	8%

■ ボーナスの返金

- ① 商品の返品が生じた場合、その返品商品により発生したボーナスを受給したすべての会員は、その金額を当社に返金しなければなりません。
- ② 返金をするボーナスは、該当会員のボーナスから精算されます。ボーナス額不足等により精算できなかった場合、不足金額を請求させていただきます。
- ③ ボーナスの返金義務は、会員の資格を喪失した後も継続して負うものとします。

■ 会員資格の解約・喪失

- ① 会員契約の解約は、書面に必要事項を記入して当社に提出することにより可能です。
- ② 連続で2ヶ月、利用料の支払いがないポジションは自動的に解約となります。
- ③ 以下に該当する場合は、当社の判断で会員資格を喪失または降格させていただきます。
 - 会員がいたくの方針、規約、関連法規、公的秩序に反する行為をし、注意や警告に従わなかった場合
 - その他本書面の記載事項に違反した場合、また当社の名誉を毀損し、または社会的信用を失わせる行為を行った場合
- ④ 会員は第三者としてその地位を譲渡することはできません。但し、会員が死亡したとき、または当社が権利の継承が正当であると判断した場合、2親等の親族に限り、会員登録の条件を満たすことにより継承を認めます。会員資格を継承するためには、継承者が会員の死亡証明書の正式な写しと当社または法律の要求に添って当該会員資格の相続人であることを証明できる書類を提出しなくてはなりません。
- ⑤ 理由の如何にかかわらず会員登録を喪失した場合は、2ヶ月間は再登録することはできません。

- ⑩ ボーナス明細を見せて勧誘すること
- ⑪ あたかも公的機関から何らかの承認を受けているかのように勧誘を行うこと
- ⑫ 心理的、精神的不安状態に陥らせる等の行為をもって勧誘すること
- ⑬ 道路その他の公共の場所において、相手方の進路に立ちふさがり、または相手方につきまとい勧誘すること
- ⑭ 道路、公共機関、民間施設等でのキャッチセールスやビラ配り等を行うこと
- ⑮ ビジネスへの参加に係る契約を締結する場合に、本ビジネス参加者にとって不当に不利益になる特約を規定すること
- ⑯ ビジネスプランと認められていない事項や当社が正式に発表していないキャンペーンなどを、ビジネス参加者が自己の裁量で取引の相手方にセミナーまたは口頭で約束すること(当社からの正式な発表はHPやLINEを通じて行います、それらのアナウンスを十分確認し、理解してください)
- ⑰ 会員が当社の役員、従業員と名乗ること、または当社が主催しているセミナーであると誤解させる活動を行うこと(会員は独立した事業主です)
- ⑱ 会員登録条件を満たさない者及び未登録の者が、会員の従業員となり実質的にビジネス活動を行うことや、会員の権利を享受すること
- ⑲ 代筆、名義の貸借、架空名義、相手に無断での書類作成、虚偽事項の記載を行うこと
- ⑳ 本ビジネスの契約を締結するに際し、該当契約に係る書面に年診、職業その他の事項について虚偽の記載をさせると及び芸名・ペンネーム・通称等、運転免許証等の公的書類と異なる名義での申込をすること
- ㉑ 登録申請書の本人控を、申請者本人に渡さないこと
- ㉒ 会員が当社の承認無しに、名称やロゴ・商標・著作物をコピーや転写すること及び資料・文書・名刺等を作成すること
- ㉓ 会員が、当社の承認を得ずに、雑誌・出版物・インターネット・ラジオ・テレビ・折込広告・DM等のメディアを用いて、本ビジネスの宣伝広告を行うこと
- ㉔ 本書面及び当社の発行する書面の内容を改ざんすること
- ㉕ 当社が発行する書冊、カタログ、資料以外の、各会員が任意で作成した補助用品に誇大表示をすること及びそれを使用し勧誘すること
- ㉖ 当社主催の大会、説明会等において、当社の許可無く録音・録音すること
- ㉗ 各種セミナー及び研修等において、事前に当社が承認した場所を除き、他の組織、商品の説明、勧誘及び販売等を行うことや、会員間で他社MLM等の勧誘活動を行うこと、同業他社でのコンサルタント業務やセミナー講師などをすること
- ㉘ 当社及び本ビジネス、他の会員のイメージを傷つける行為
- ㉙ その他公序良俗に反する行為をすること
- ㉚ その他当社の判断で、著しく当社及び他の会員に対して不利益をもたらすと思われる発言、行為をする事

■ 倫理綱領

会員登録をしても、ビジネス活動の義務は発生しません。但し、会員登録を行う際は概要書面、契約書の内容に基づき全ての規定を遵守しなければなりません。また、特定商取引に関する法律、個人情報保護法、所得税法、出資法、その他関連法規及び公序良俗に反する方法でビジネス活動を行ってはいけません。

- ① 会員は、本書面の内容を理解した上で、正しいルールに基づき、会員としての自覚と誇りをもって、健全なビジネス展開を行ってください。
- ② ビジネス活動において、本人の氏名・住所・連絡先を明記した概要書面を交付し、本ビジネスの内容について書面及び口頭で十分に説明を行ってください。

- ② 会員都合による返品は、以下の条件を満たす場合に限りします。
 - 会員登録から1年以上以内の個人登録者であること
 - 会員ご自身が購入した商品で、なおかつご自身の意思で返品する場合であること
 - 返品申出日から直近90日以内に購入した商品で未使用・未開封・再販可能のもので、かつ汚染、破損していない商品であること
 - 解約に伴う返品であること
- ③ 指定の返品申請書と記入の上、商品と同時にご送付ください。その際の返金は会員負担となります。
- ④ 返品商品買戻し代金は、当該商品の購入金額の90%に消費税を加えた金額で買戻しさせていただきます。なお、返金は商品購入時の振込名義人の口座へお振込みします。(振込手数料は会員負担)
- ⑤ 当該商品購入に対して支払われた当該会員に対するボーナスは、返品商品買戻し代金より差し引かれて振込まれます。また、返品商品買戻し代金より返品時差引かれて支払われるボーナス金額が多い場合は、その差額を徴収させていただきます。
- ⑥ 当該商品購入に対してボーナスの支払いを受けたすべての会員は、その金額を当社に返金しなければなりません。返金しない会員はならぬ実質的に会員に関して、返金月にボーナスが発生している場合は、ボーナスから差し引かせていただきます。
- ⑦ 返品商品の買戻し代金は、当社が返品商品を受領してから速やかに返金いたします。
- ⑧ 本社が毎月10日までに解約届を受理した方へは、翌月分より会費の請求をいたしません。
- ⑨ 会員登録を解除しても、商品のSIMを継続して利用できるユーザーになることは可能です。

■ クーリングオフについて

「契約書面」を受領した日か、購入した商品を受け取った日のいずれか遅い日から起算して20日間は葉書等の書面により会員登録を解除することができます。その効力は書面を発信した日から生じます。商品の引渡しに既になされているときは、その商品の引取りに要する費用を負担する必要はありません。また、商品代金が支払われているときは、速やかにその代金の返金を受け取ることができます。なお、契約を解除した方は、損害賠償や違約金などの請求を、されません。

「契約書面」を受領した日か、購入した商品を受け取った日のいずれか遅い日から起算して20日間は葉書等の書面により会員登録を解除することができます。その効力は書面を発信した日から生じます。商品の引渡しに既になされているときは、その商品の引取りに要する費用を負担する必要はありません。また、商品代金が支払われているときは、速やかにその代金の返金を受け取ることができます。なお、契約を解除した方は、損害賠償や違約金などの請求を、されません。

※郵便葉書に登録申請日、会員番号、氏名、住所、電話番号、商品名、金額・紹介者名を記入し、ご捺印の上送付してください。
 ※簡易書留扱いが確実です。

切手 郵便はがき 〒461-0004	①申込日：平成〇年〇月〇日 ②会員登録番号 ③氏名 ④住所 ⑤電話番号 ⑥金額 ⑦紹介者名
愛知県名古屋市中区 葵3丁目15番31号 住友生命千種第三ビル3階	一般社団法人 日本自由化事業協会 行
〈表面〉	〈裏面〉